

# 第四次猪名川町男女共同参画行動計画

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3年12月 現在

# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の背景	2
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	7
5	計画の策定体制	7
第2章	猪名川町の男女共同参画を取り巻く現状	9
1	現状	9
2	アンケート調査	13
3	アンケート調査結果等から見える課題	21
第3章	基本的な考え方	25
1	行動計画の基本理念	25
2	基本目標と基本課題	25
3	計画の体系	28
第4章	計画の内容	29
	基本目標Ⅰ 女性が活躍する社会の実現に向けて	29
	基本目標Ⅱ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し	32
	基本目標Ⅲ 女性が安心して生活できる環境の整備	36

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成 12（2000）年にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降 5 年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

猪名川町（以下「本町」という。）は、平成 13（2001）年に「猪名川町男女共同参画行動計画」、平成 21（2009）年に「猪名川町男女共同参画行動計画（改訂版）」を策定、平成 24（2012）年には「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定、平成 29（2017）年には「第三次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

また、地方創生や平成 28 年に施行した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取り組みにより、男女共同参画に関する町民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。また、令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」は、これまでの本町の計画を引き継ぎ、令和 2（2020）年度に公表された国の第 5 次男女共同参画基本計画及び兵庫県のひょうご男女いきいきプラン 2025 の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、住民・行政・地域・市民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

## 2 / 計画の背景

### (1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50（1975）年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、様々な取り組みが展開されています。昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60（1985）年に批准しています。

平成 27（2015）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標のなかには、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

また、令和 3 年 3 月に、世界経済フォーラムにおいて、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数が発表されました。日本の順位は 156 か国中 120 位で、先進国の中で最低レベルであり、ジェンダーギャップの解消は、持続可能な社会の実現に向けても急務とされています。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 国の動き

---

昭和 50（1975）年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、平成 12（2000）年には「男女共同参画基本計画」を、その後、5年ごとに基本計画が策定されています。令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、①男女が個性と能力を發揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

## (3) 兵庫県の動き

---

兵庫県では、国際社会や国の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めており、平成 14（2002）年 4 月に男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会づくり条例を施行しました。

平成 13（2001）年には、県の男女共同参画基本計画として「ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定され、その後、平成 28（2016）年の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」まで 5 年ごとに策定された基本計画をもとに、「だれもがそれぞれの個性と能力を十分に發揮できる社会」、「だれもが互いに支え合える社会」、「だれもが健やかに安心して暮らせる社会」を目指して様々な施策が推進されてきました。

しかし、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来や家族形態の変化、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などにより変化しており、そうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をよりいっそう、総合的かつ計画的に推進するため、令和 3（2021）年度を初年度とする「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第 4 次兵庫県男女共同参画計画）」が策定されました。

#### (4) コロナ下の女性への影響について

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 報告書（内閣府男女共同参画局 令和3年4月）」（以下、本報告書という）によると、『コロナの拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしている。コロナの影響は短期的に見ると、業種間や正規雇用労働者と非正規雇用労働者など労働者間の格差を拡大する方向に及んでおり、結果として女性への大きな影響として表れている。ILO（国際労働機関）やIMF（国際通貨基金）等の国際機関でも指摘されている通り、経済の回復はK字型回復となりつつあり、国、産業、職種、雇用形態などによって回復に差が生じ、格差の拡大につながる懸念される。』としています。

本報告書では、我が国におけるコロナ下の女性への影響と課題について、「コロナ下の緊急対応」として国連の政策提言における視点を踏まえ、「女性に対する暴力」「経済」「健康」「家事・育児・介護」（無償ケア）についてまとめています。

##### ① 女性に対する暴力について

- 令和2年4月～令和3年2月までのDV相談件数は、前年同期比の1.5倍と増加しており、緊急事態宣言中はパートナーが家にいて暴力が激しくなったという相談や、パートナーが給付金を渡してくれない、あるいは浪費してしまったという相談が寄せられました。
- コロナ下で特に相談が増えている精神的暴力、経済的暴力の顕在化している状況がうかがえます。
- 10代後半から20代前半の若い女性について、制度等の隙間の中で十分な支援ができていないことを鑑み、支援策の強化が求められます。

##### ② 経済について

- 令和3年9月の非正規の職員・従業員の割合は36.5%となっており、女性では、53.7%と、半数以上が非正規雇用となっています。
- 特に、コロナ下の就業状況は、女性に特に厳しいものとなっており、今回大きな打撃を受けている飲食・宿泊業などの雇用者は女性の割合が高いことに加え、それらの産業は非正規雇用労働者の割合が高く、その非正規雇用労働者には女性が多いことがあげられます。
- 令和2年7月から9月期のシングルマザーの失業率が大幅に増加しており、子どものいる有配偶者と比べて、シングルマザーの失業率が令和2年9月に3ポイント高い結果となっています。また、母子世帯の総所得は、児童のいる世帯の41%に留まっている状況にあり、子どもの貧困問題にもつながっていくことも考えられ、より支援の強化が求められています。

- ・内閣府調査によると、テレワークについて、女性就業者の方が家事の増加、自分の時間の減少等のマイナス要素をあげる割合が高く、男性就業者の方が通勤負担の軽減等のプラス要素をあげる割合が高いという結果が出ており、テレワークの受け止めについて男女間に差があること明らかになりました。

### ③ 健康について

- ・女性の自殺者数が前年比 935 人の増加となっています。特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加しており、女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など様々な問題が潜んでいると考えられます。
- ・妊産婦に対しては、安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦に寄り添った支援を進めていく必要があります。

### ④ 家事・育児・介護（無償ケア）について

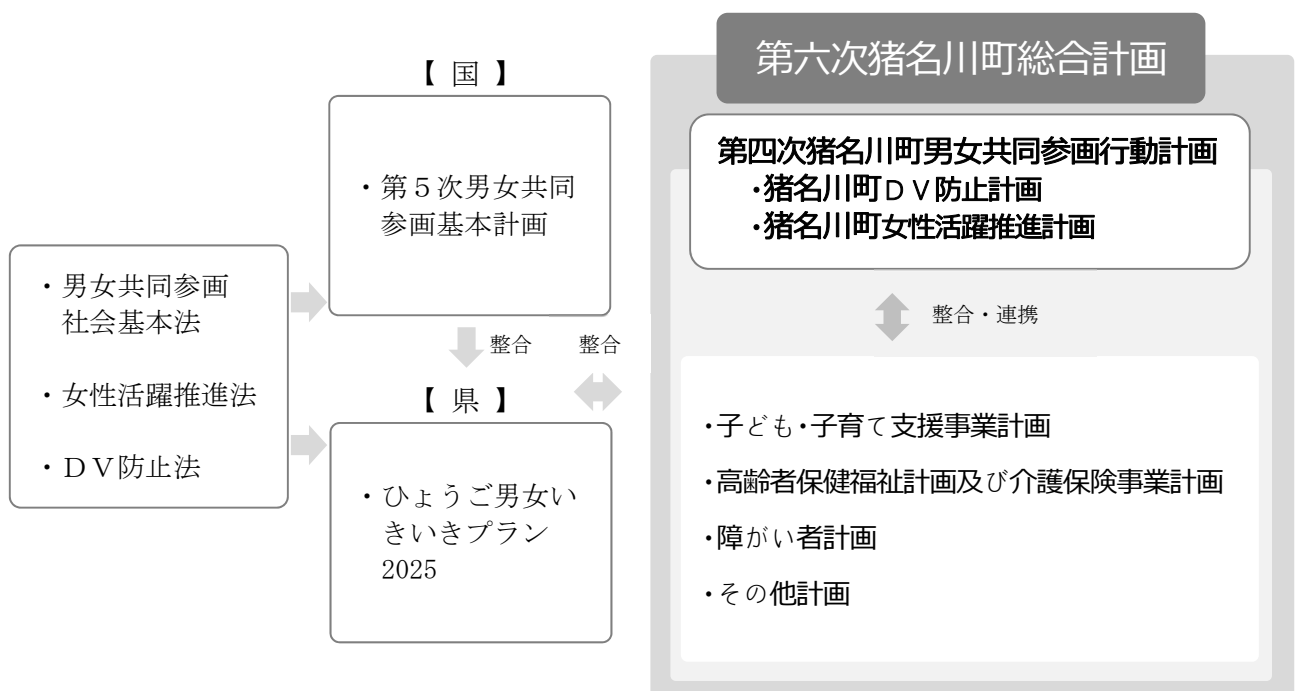
- ・末子が小学生等である有配偶女性と子どものいない有配偶女性について、就業率、休業率、非労働力化した割合を比較すると、令和年3月以降、いずれも末子が小学生等である有配偶女性の方の就業率が低下、休業率が上昇、非労働力化した割合が上昇するなど、就業に対し、大きなマイナスの影響が出ています。
- ・緊急事態宣言中の時間の使い方の変化を見ると、女性の「家事時間」「育児時間」が増えたと回答した人が3割を超えており、コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加しています。

### 3 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の二つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、この計画の中の基本目標Ⅴを、「猪名川町DV防止基本計画」として位置づけます。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づき、この計画の中の基本目標Ⅲを「猪名川町女性活躍推進計画」として位置づけます。





## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国、県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、随時計画内容の評価検討と見直しを行います。

## 5 計画の策定体制

本計画は、「猪名川町男女共同参画推進懇談会」の意見を尊重するとともに、令和3（2021）年6月に本町在住の満20歳以上1,000人を対象に実施した『「男女共同参画」についての猪名川町住民意識調査』の結果等を踏まえて、作成をしています。

男女共同参画に関する国・県・町の動向（年表）

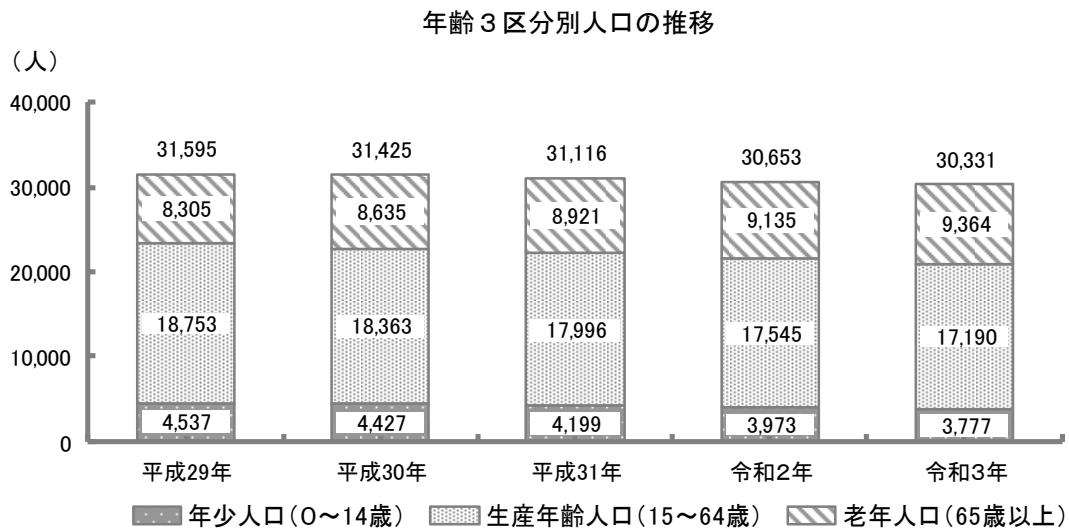
年代	法律・条例	計画
1999年 平成11年	【国】「男女共同参画社会基本法」施行	
2000年 平成12年	【国】「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」施行	【国】「男女共同参画基本計画」策定
2001年 平成13年	【国】「配偶者暴力防止法」施行	【県】「ひょうご男女共同参画プラン21」策定
2002年 平成14年	【県】「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行	
2003年 平成15年	【国】「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」施行 【国】「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立	
2005年 平成17年		【国】「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 【町】「猪名川町男女共同参画行動計画」策定(H17~H22)
2006年 平成18年	【国】「男女雇用機会均等法」改正	【県】「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定
2007年 平成19年		【国】「ワーク・ライフ・バランス憲章」 【国】「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009年 平成21年	【国】「育児・介護休業法」改正	【県】「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(第2期)策定
2010年 平成22年		【国】「第3次男女共同参画基本計画」策定 【県】「新ひょうご子ども未来プラン」策定
2011年 平成23年		【県】「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定 【町】「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」策定(H23~H28)
2012年 平成24年	【国】「子ども・子育て支援法」成立	
2014年 平成26年		【県】「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定
2015年 平成27年		【国】「女性活躍加速のための重点方針2015」 【国】「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年 平成28年	【国】「女性活躍推進法」施行、「育児・介護休業法」改正	【県】「ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)」を策定
2017年 平成29年		【町】「第三次猪名川町男女共同参画行動計画」策定(H29~R03)
2020年 令和2年		【国】「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021年 令和3年		【県】「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」を策定

## 1 現状

### (1) 人口の推移

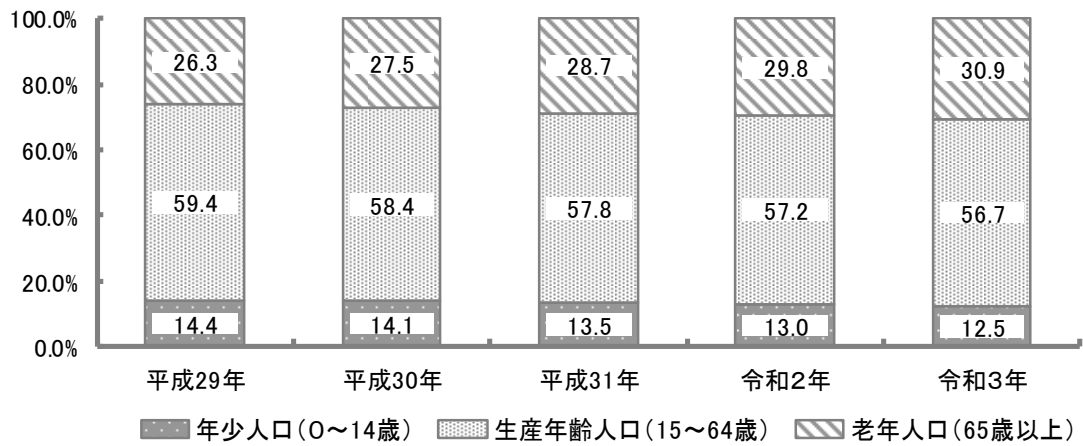
本町の総人口は年々減少しており、平成29（2017）年の31,595人から、令和3（2021）年では30,331人となっています。

また、同時期の年齢3区分別人口比率をみると、年少人口比率（0～14歳）と生産年齢人口比率（15～64歳）が年々減少している一方で、老年人口比率（65歳以上）が、26.3%から30.9%へと4.6ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。



資料：猪名川町年齢別人口集計表（各年3月末）

年齢3区分別人口比率の推移



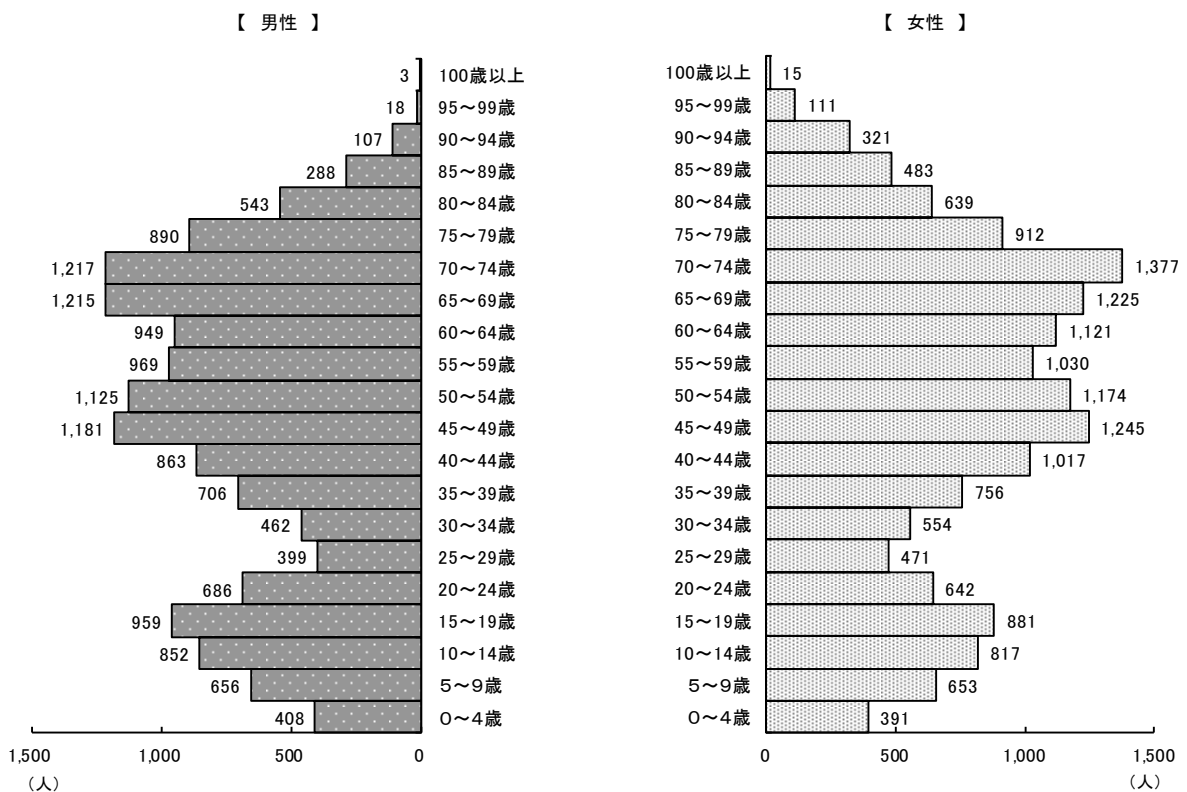
資料：猪名川町年齢別人口集計表（各年3月末）

## (2) 人口構造

人口構造では、男女ともに、60歳代後半から団塊の世代といわれる70歳代前半の人口が多くなっています。また、40歳代後半から50歳代前半も多くなっています。

平均寿命を反映して、特に80歳以上では、男性より女性が顕著に多くなっています。

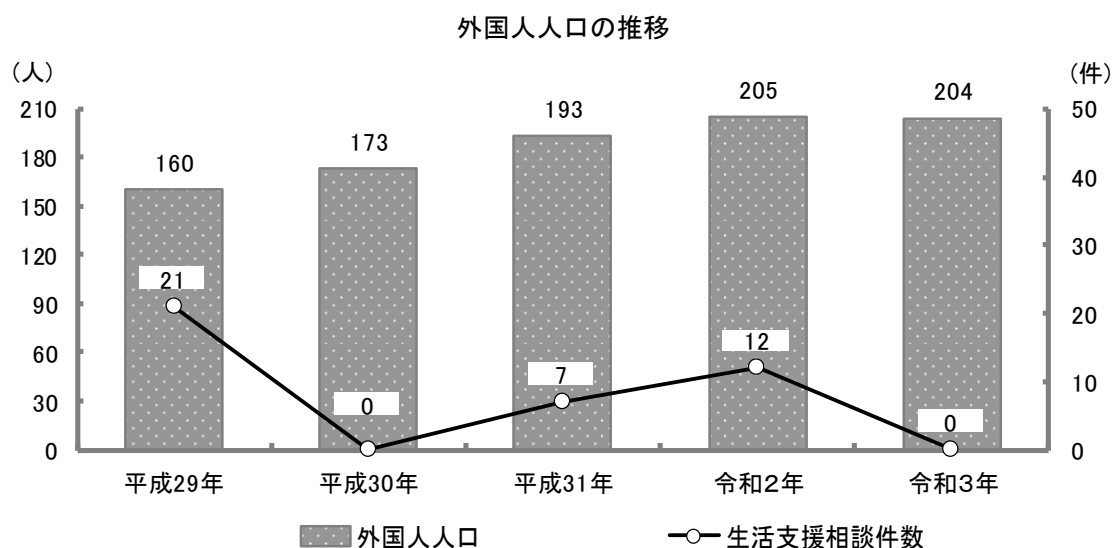
人口ピラミッド



資料：猪名川町年齢別人口集計表（令和3年3月末）

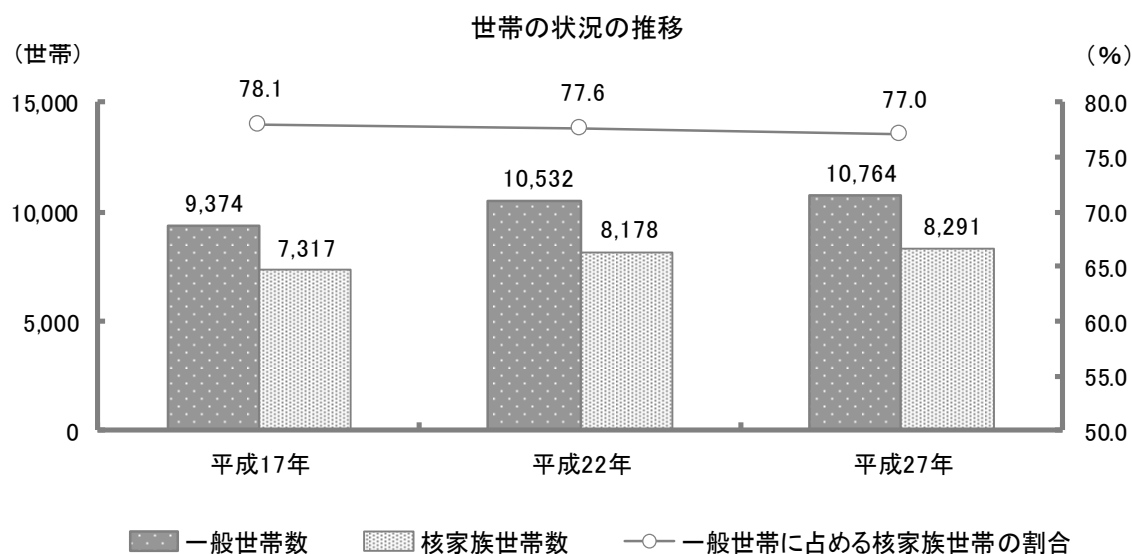
### (3) 外国人人口

本町の外国人人口をみると、増加傾向であり、令和3（2021）年には204人となっています。また、外国人生活支援相談件数は、増減を繰り返しており、令和3（2021）年には0件となっています。



### (4) 世帯の状況

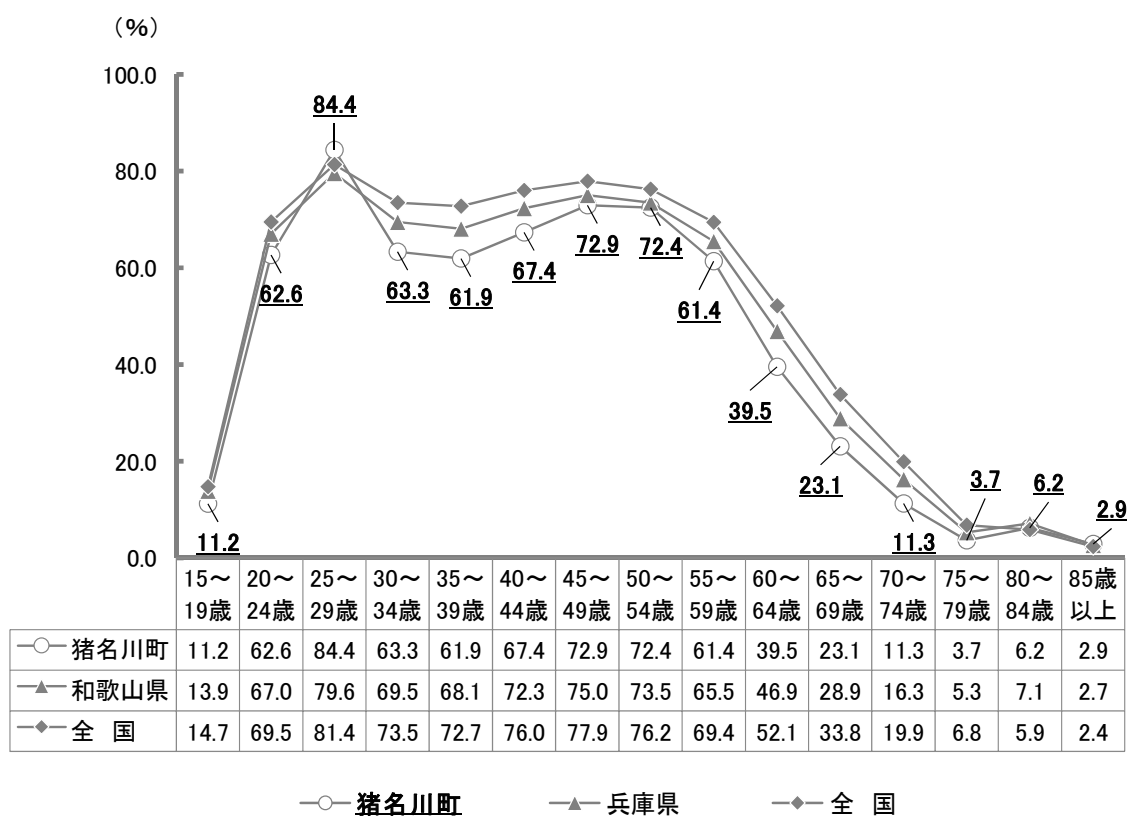
本町の世帯の状況をみると、人口が減少している一方で、一般世帯数、核家族世帯数は増加しており、平成27（2015）年には、一般世帯数は10,764世帯、核家族は8,291世帯となっています。



## (5) 女性の労働力率（国・県比較）

女性の労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代前半で低下し、その後上昇するM字カーブを描いています。本町では、30歳から79歳までにおいて、全国平均、県平均をともに下回っており、特に30歳代、60歳代における労働力率が低くなっています。

女性の年齢階層別労働力率（国・県比較）（平成27年）



資料：国勢調査

## 2 アンケート調査

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定するにあたり、町民の意識や実態を把握し、基礎資料を得ることを目的として調査を実施したものです。

#### ② 調査対象

猪名川町内に在住する20歳以上の町民1,000人（無作為に抽出）

#### ③ 調査期間

令和3年6月23日から令和3年7月7日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	445 通	44.5%

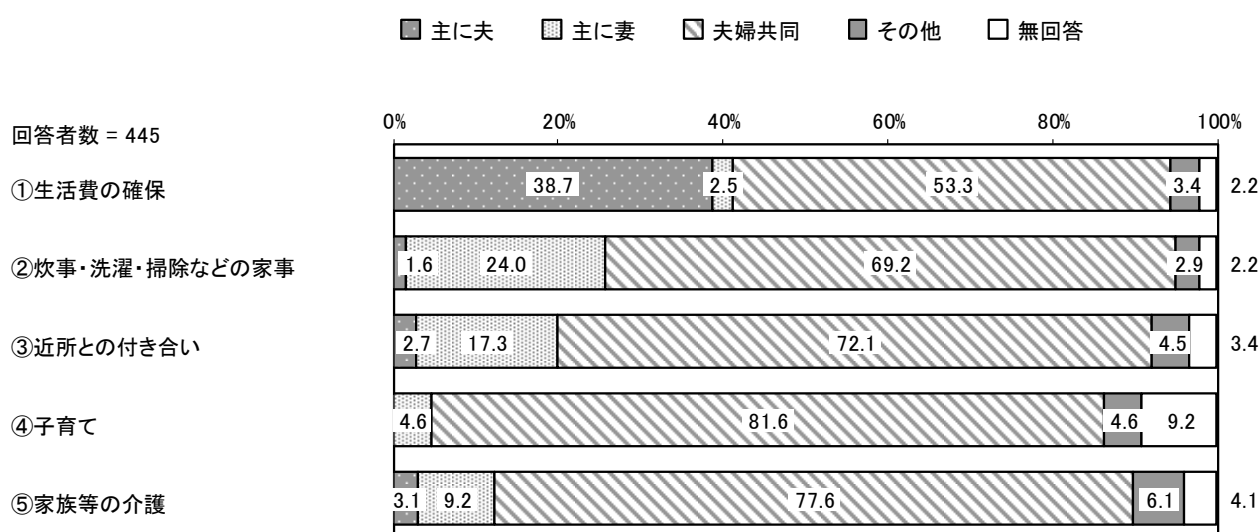
## (2) アンケート調査結果の概要

### ① 日常的な家庭・仕事などの役割分担について

#### A. 理想

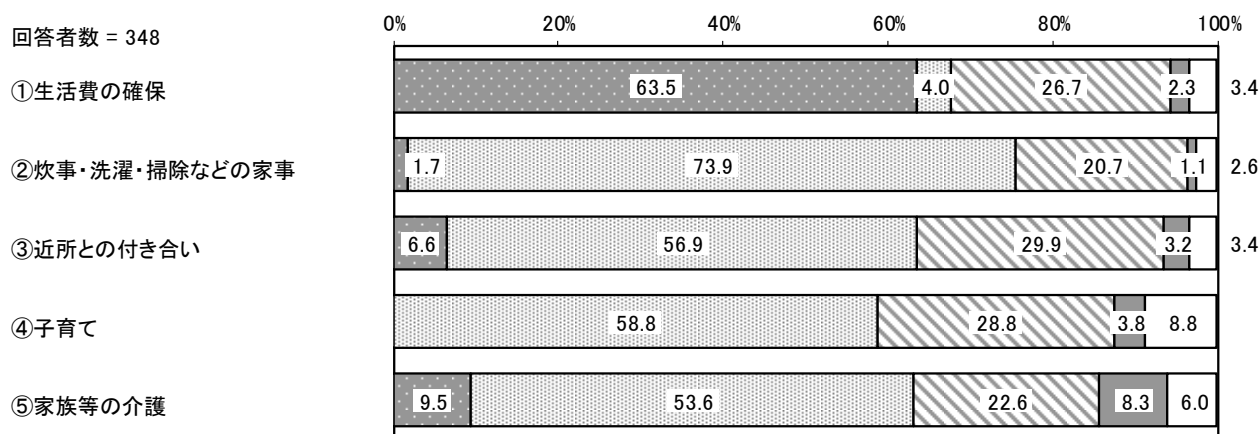
すべての項目で「夫婦共同」の割合が最も高くなっており、特に『④子育て』『⑤家族等の介護』で約8割となっています。また、『①生活費の確保』で「主に夫」の割合が高く約4割、『②炊事・洗濯・掃除などの家事』で「主に妻」の割合が高く、2割半ばとなっています。

日常的な家庭・仕事などの役割分担について



#### B. 現状

『①生活費の確保』で「主に夫」の割合が高く、約6割となっています。それ以外の項目では「主に妻」の割合が最も高くなっており、特に『②炊事・洗濯・掃除などの家事』で約7割となっています。

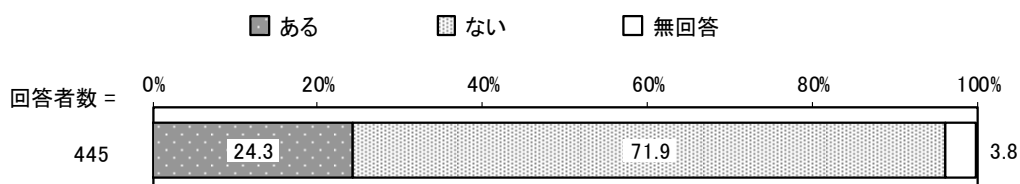




## ② 「男女共同参画」についての学習の経験について

「男女共同参画」ということについて、学習したり、教わったりしたことが、「ある」の割合が24.3%、「ない」の割合が71.9%となっています。

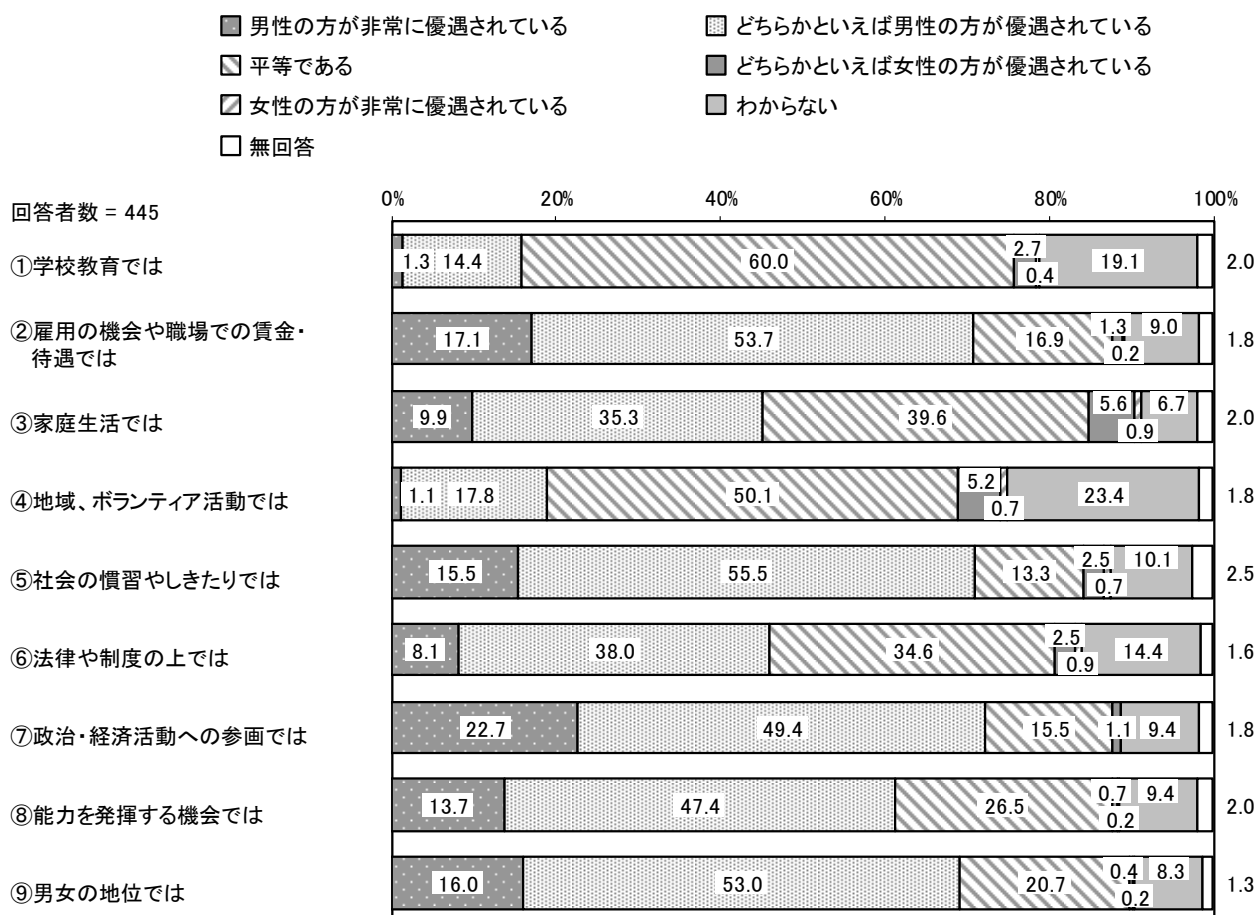
「男女共同参画」についての学習の経験について



## ③ 分野別の男女の地位について

『②雇用の機会や職場での賃金・待遇では』『⑤社会の慣習やしきたりでは』『⑦政治・経済活動への参画では』『⑨男女の地位では』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高く、約7割となっています。

分野別の男女の地位について

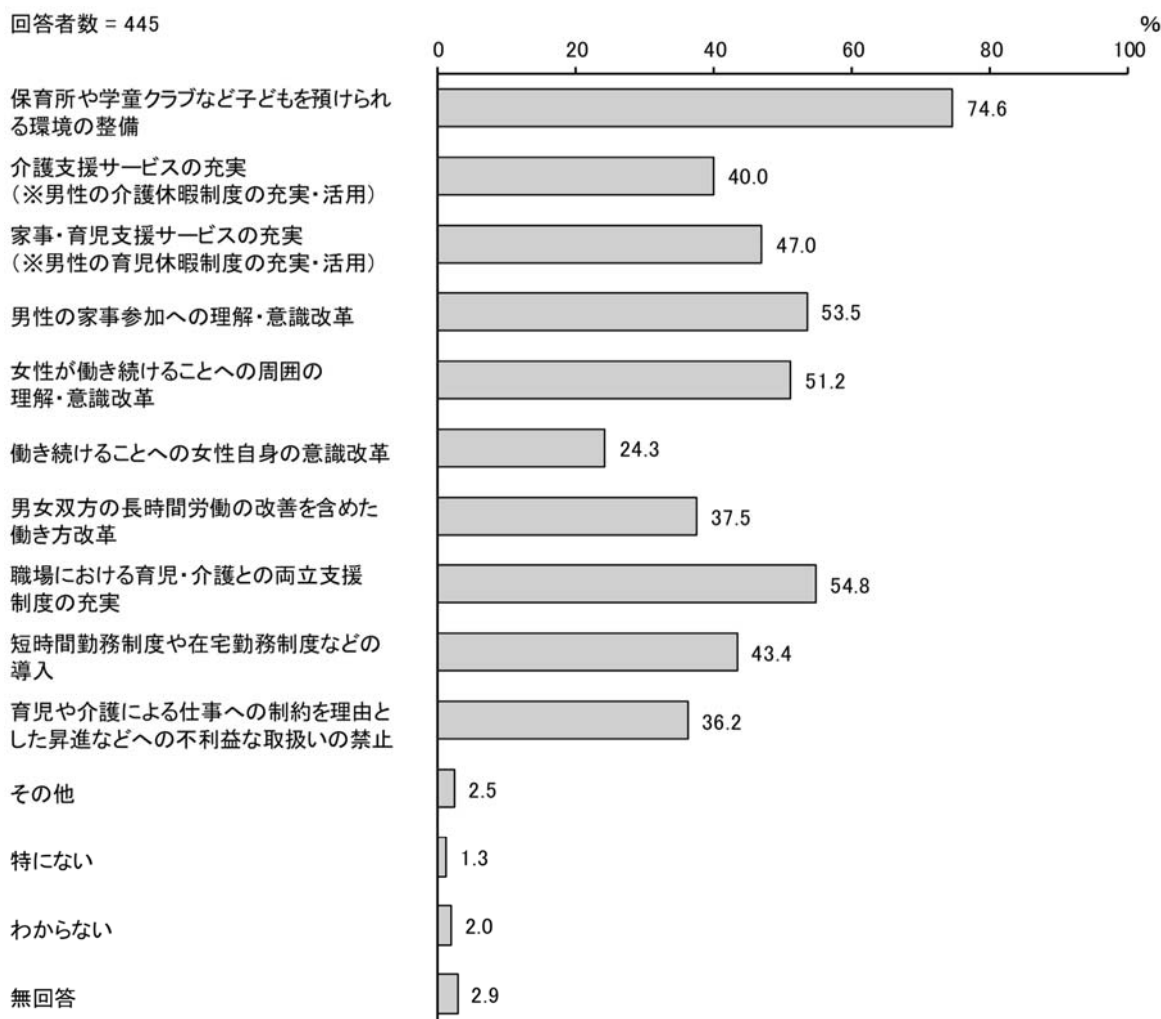


④ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

「保育所や学童クラブなど子どもを預けられる環境の整備」の割合が74.6%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が54.8%、「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が53.5%となっています。

女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

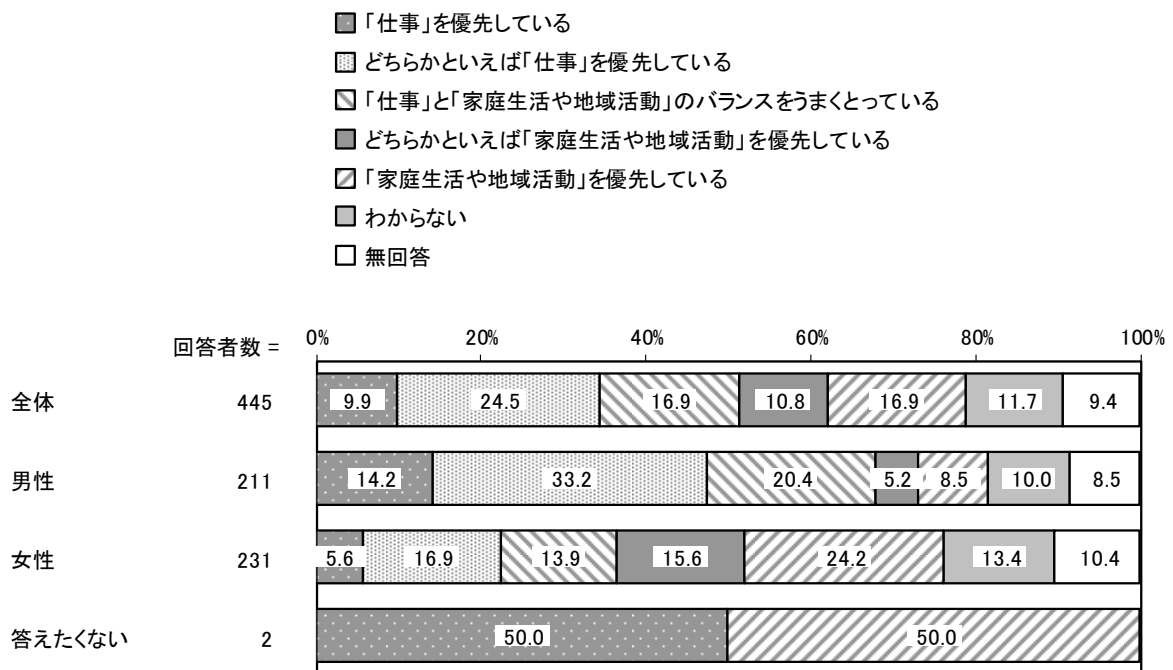
回答者数 = 445



⑤ 日常生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度合について

『「仕事」を優先している』と『どちらかといえば「仕事」を優先している』をあわせた“「仕事」を優先している”の割合が34.4%、『「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている』の割合が16.9%、『どちらかといえば「家庭生活や地域活動」を優先している』と『「家庭生活や地域活動」を優先している』をあわせた“「家庭生活や地域活動」を優先している”の割合が27.7%となっています。

「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度合について（現状）

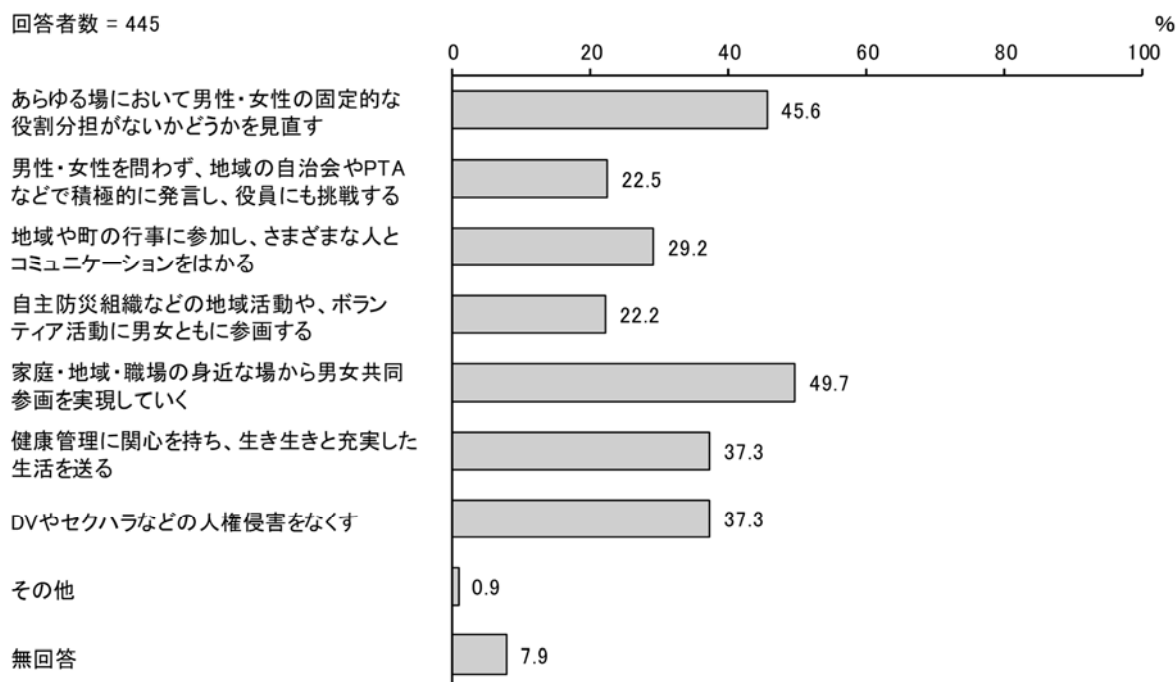


⑥ 男女共同参画社会の実現に向けて今後、住民が特に力を入れるべきものについて

「家庭・地域・職場の身近な場から男女共同参画を実現していく」の割合が49.7%と最も高く、次いで「あらゆる場において男性・女性の固定的な役割分担がないかどうかを見直す」の割合が45.6%、「健康管理に関心を持ち、生き生きと充実した生活を送る」、「DVやセクハラなどの人権侵害をなくす」の割合が37.3%となっています。

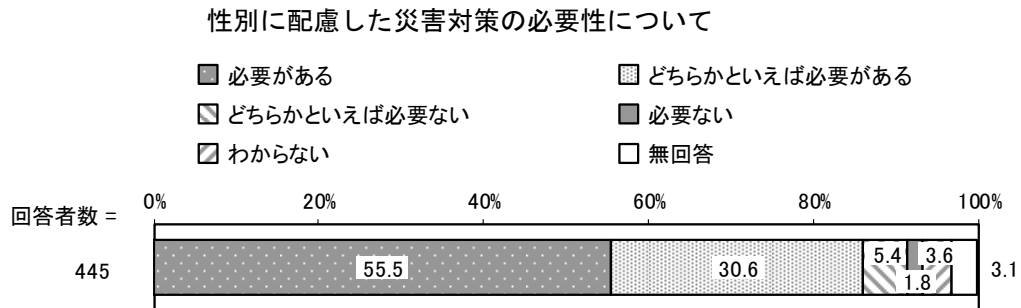
男女共同参画社会の実現に向けて今後、住民が特に力を入れるべきものについて

回答者数 = 445



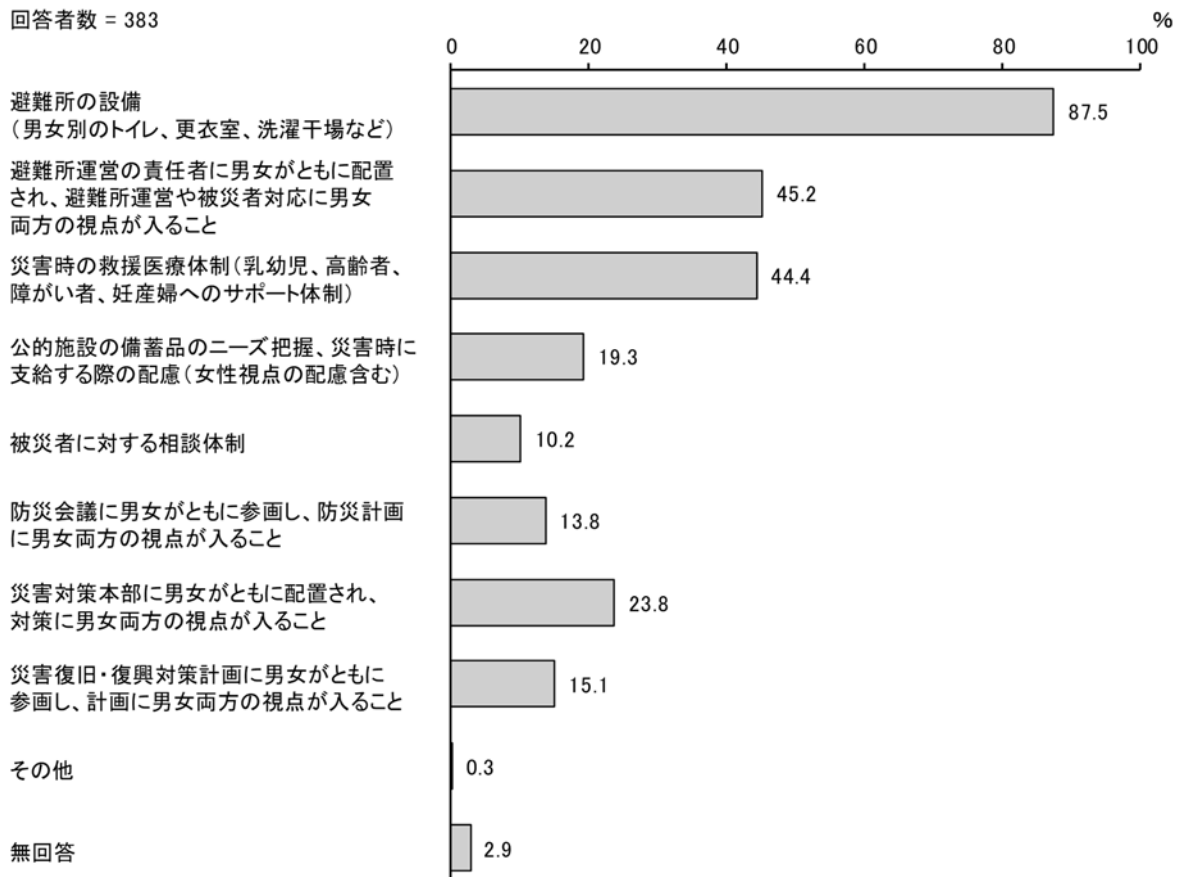
## ⑦ 性別に配慮した災害対策について

避難所などの災害対策でも、性別に配慮した対応が必要かと思うかについて、「必要がある」の割合が55.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば必要がある」の割合が30.6%となっています。



必要なこととして、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場など）」の割合が87.5%と最も高く、次いで「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」の割合が45.2%、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」の割合が44.4%となっています。

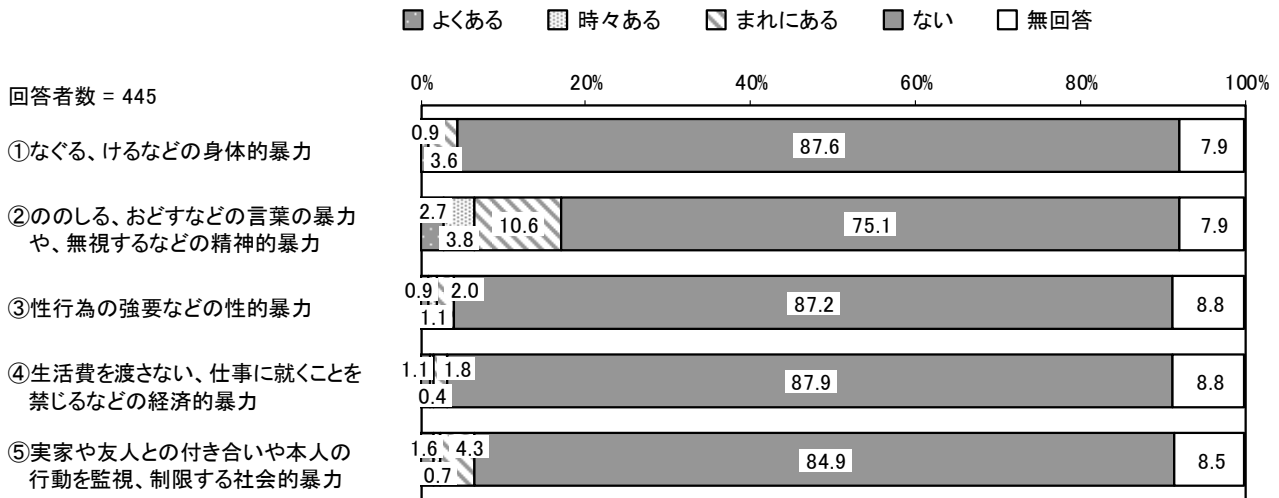
### 性別に配慮した災害対策でどのようなことが必要かについて



⑧ 配偶者や交際相手からのDV被害について

『②ののしる、おどすなどの言葉の暴力や、無視するなどの精神的暴力』で「よくある」「時々ある」「まれにある」をあわせた“受けたことがある”の割合が高く、約2割となっています。

配偶者や交際相手からのDV被害について

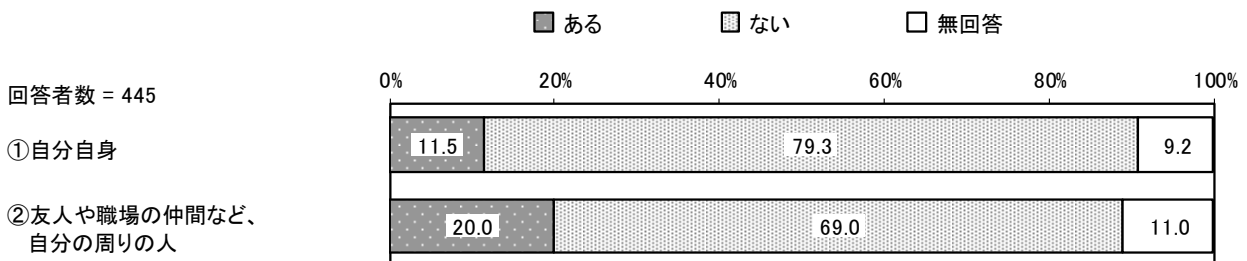


⑨ セクシャル・ハラスメントの被害について

①自分自身では、「ある」の割合が11.5%、「ない」の割合が79.3%となっています。

②友人や職場の仲間など、自分の周りの方では、「ある」の割合が20.0%、「ない」の割合が69.0%となっています。

自分自身や周りの方でのセクシャル・ハラスメントの被害について



### 3 アンケート調査結果等から見える課題

ここでは、第三次猪名川町男女共同参画行動計画の体系に基づき、アンケート調査結果等から見える課題を整理しました。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の入口は、みんなの意識づくり

##### 基本課題1 男女共同参画の意識づくりのための啓発



男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているとされています。

アンケート調査によると、本町では、生活費の確保については男性が行い、家事については女性が行う傾向にあります。

本町における男女共同参画を進めるにあたって、固定的な性別役割分担意識を取り除いていくことが重要です。町民の皆さんからこうした固定観念をなくしていくために啓発活動を行っていく必要があります。

##### 基本課題2 男女共同参画に関する学習の推進



「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。特に男性の意識改革は男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながる点としても重要となります。

アンケート調査によると、本町において男女共同参画についての認知が十分に行き届いていない傾向にあります。

学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

#### 基本目標Ⅱ 男女共同参画がめざすものは、笑顔あふれる社会づくり

##### 基本課題1 政策、方針決定の場への女性の参画推進



男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

アンケート調査によると、「政治・経済活動への参画」について男性の方が優遇されていると感じている割合が7割となっています。

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

## 基本課題2 地域活動への男女共同参画の推進



男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

アンケート調査によると、地域活動における男性と女性の地位は男性の方が優遇されていると感じている割合が高い傾向にあります。

性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

## 基本目標Ⅲ 男女がいっしょに自立して生きるための条件づくり

### 基本課題1 家庭生活における男女共同参画の推進



仕事と家庭生活との両立を図るためには、働き方改革などにより男性の家庭生活、地域活動への参画を町全体で進めていく視点が不可欠です。

アンケート調査によると、男性の家事参加への理解・意識改革を求める割合が高い傾向にあります。

男性自身の働き方・生き方の見直しに向けた啓発や、性別に関わらず家族の協力のもとで行われる子育てや介護の在り方について周知・啓発することが必要です。

### 基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進



仕事と家庭生活との両立を図るためには、働き方改革などにより男性の家庭生活、地域活動への参画を町全体で進めていく視点が不可欠です。

アンケート調査によると、仕事を優先している割合が高い傾向にありました。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。



## 基本目標Ⅳ いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくり

### 基本課題 1 生涯を通じた身体の健康に対する支援

思春期や高齢期など生涯を通して、男女がお互いに自分や相手の身体の機能や特徴の理解を深め、思いやりを持ち、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を推進する上でとても重要なことです。

アンケート調査によると、「男女共同参画社会の実現に向けて今後、住民が特に力を入れるべきであると思うものをお答えください」について、「健康管理に関心を持ち、生き生きと充実した生活を送る」の割合が37.3%となっていました。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断などを充実させるほか、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。



### 基本課題 2 高齢者や障がいのある人へのサポート体制の充実

災害時に避難にあたって支援を必要とする人を地域で助けることは重要です。

アンケート調査によると、「あなたは避難所などの災害対策でも、性別に配慮した対応が必要だと思いますか」について、必要だと回答した人のうち、44.4%の割合で「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」との回答がありました。

制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。



## 基本目標Ⅴ 生活セーフティネットを構築する仕組みづくり

### 基本課題 1 ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、兵庫県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。また、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

アンケート調査によると、DVを受けたことがある割合が約2割となっています。

相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。さらに、被害からの心身の回復のための取り組みの推進と的確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援、また加害者再生支援など、きめ細かく対応することが必要です。



## 基本課題2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進



「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、働く場における女性への偏見や性差別へとつながり、さらにはセクシュアル・ハラスメント等の発生を招くリスクがあります。

アンケート調査によると、「あなたご自身や周りの方でセクシュアル・ハラスメントの被害にあわれたことはありますか」について、①自分自身では、「ある」の割合が11.5%、「ない」の割合が79.3%となっています。②友人や職場の仲間など、自分の周りの方では、「ある」の割合が20.0%、「ない」の割合が69.0%となっています。

働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組が必要です。

## 第 3 章

# 基本的な考え方

## 1 行動計画の基本理念

住民一人ひとりの人権尊重・男女共同参画の意識を育むとともに、社会のあらゆる分野において「参画したい人が参画できる」環境が整備され、男女がその「能力や個性を十分に発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざします。

**男女がともに参画し  
能力と個性が発揮できる社会の実現  
猪名川町**

## 2 基本目標と基本課題

### 基本目標 I 女性が活躍する社会の実現に向けて

本町は、現在も「性別による固定的な役割分担意識」が根強く残っています。男女共同参画社会を実現する上でこうした意識を改めていくことが、第一の課題といえます。

また、男女共同参画を進めていく上で基本となるのが「人権の尊重」です。一人ひとりが性別によって固定的な役割などを押し付けられるのではなく、人間として尊重されるという理念のもと、何事にも男女がともに参画することを前提に、あらゆる人権問題の解決をめざした教育や啓発を推進します。そして、男女共同参画がより正しく理解されるために学習の機会を増やし、正しい表現や情報をより浸透させることによって知識を豊かにし、同時に男女共同参画社会を実現するための意識の高揚をめざします。

審議会・委員会や地域自治組織の役員など、施策・意思決定過程への女性の参画は不可欠です。しかし、状況的には性別に起因した固定的な考え方や経験や自信のなさを理由に敬遠された時代もありましたが、このような問題は、地域で支え合うという意識の醸成の上に成立するものと思われます。そのためには、住民一人ひとりが生活の中で生じた課題を自らの問題としてとらえ、その解決に向けて積極的にとりくんでいくことが大切です。男女がともにあらゆる分野に参画できる組織の体制づくりを進め、地域全体で男女共同参画社会の気運を高めながら、男女共同参画による笑顔あふれる社会づくりをめざします。

- 基本課題 1 男女共同参画の啓発及び学習の推進
- 基本課題 2 政策、方針決定の場への参画推進



## 基本目標Ⅱ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

本町では、「男は仕事、女は家事・育児」という状況がまだまだ残っています。現在、国・県・市町では、男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実に取り組んでいます。就労や子育て、介護の問題はそれぞれが相互関係にあり、男女がともにワーク・ライフ・バランスがとれた生活が営めるよう、一体的な施策の展開を推進していくことが重要です。

「女性の社会参画」や「男性の仕事以外の生きがいつくり」をはじめ、相互の生活面における自立を促すため、男女がともに自立して生きるための条件づくりをめざします。

- 基本課題 1 地域活動及び家庭生活への男女共同参画の推進
- 基本課題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進



## 基本目標Ⅲ 女性が安心して生活できる環境の整備

男女共同参画社会の実現には、男女が生涯にわたって心身とも健康で充実した生活を送ることが重要です。

特に、女性は妊娠や出産など、一生涯を通じて男性とは異なる健康管理が必要になります。

本町では、妊娠・出産後も働きたいと望む女性の割合も高く、日常的な健康管理も含め、妊娠中及び出産後も安心して働くことができる環境を整備することが求められています。

男女がともに生涯にわたって心と体の健康に関心を持ち、取り巻く環境を常に視野に入れながら、また互いの性と生命を思いやりながら、いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくりをめざします。

男女共同参画を推進していくためには、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる仕組みとして、社会の安全の確保や相談体制などの充実が求められています。

住民意識調査でも何らかのかたちで配偶者や交際相手から暴力被害を受けている状況が明らかになっていますが、DVに対する認識は薄く、被害が潜在化しやすい傾向にあります。そのため、DV防止に関してさらに啓発を行う中で理解を深め、DV被害の把握に努めるとともに、被害者の支援体制を強化する必要があります。

本町でも相談員を配置し、地域におけるDVの防止、被害者の保護・自立支援に関する第一次的な対応機関としてのさらなる充実をめざします。

特に立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力やハラスメントを未然に防止するため、啓発や相談体制を一層整備し、高齢者などの介護や看護といった家庭内の課題に対応する各種サービスの充実は行政の重要な役割であると考えています。

本計画は、「第二次DV改正法」の「市町村基本計画」を兼ねることとしており、男女間のあらゆる暴力を根絶する仕組みづくりをめざします。

### 基本課題1 生涯を通じた身体の健康に対する支援



### 基本課題2 ドメスティック・バイオレンス（DV）及びセクシュアル・ハラスメント対策の推進



### 3 / 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本課題 ]

男女がともに参画し能力と個性が発揮できる社会の実現  
猪名川町

I 女性が活躍する社会の実現に向けて

1 男女共同参画の啓発及び学習の推進

2 政策、方針決定の場への女性の参画推進

II 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

1 地域活動及び家庭生活への男女共同参画の推進

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

III 女性が安心して生活できる環境の整備

1 生涯を通じた身体の健康に対する支援

2 ドメスティック・バイオレンス（DV）及びセクシュアル・ハラスメント対策の推進

## 基本目標Ⅰ 女性が活躍する社会の実現に向けて

## 基本課題1 男女共同参画の啓発及び学習の推進



## ① 男女共同参画の理解につながるとりくみ

男女共同参画の視点を重視しつつ、人権との相互関係も視野に入れた研修会や講演会などを行います。また、若者やニートの人たちも参加しやすい研修テーマなどにも配慮します。

広報紙やホームページなどのさまざまな方法で男女共同参画の重要性や必要性について広報・啓発を行います。

男性・女性という枠にとらわれない多様な性に対する認識が広がりつつあり、誰もが自分の性的指向を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくっていくことが求められています。

多様な性に対する理解を深める機会をつくるなど、社会の受容性を高めるため、情報を発信します。

社会制度や慣行などにおける性別的な役割分担意識の払拭をめざし、男女共同参画に関する各種調査や研究にとりくみます。

## 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定※
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

※国・県に定める目標設定か町独自の目標設定か。

## ② 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進

学校・幼稚園・保育園では、人権の尊重、男女平等、相互理解と協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、豊かな心を育む教育にとりくみます。

また、次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、将来、職業をもつ社会人として自立していくために必要な意欲・態度・能力を育むキャリア教育にとりくみます。

## 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
2	幼稚園・保育園間での連絡会議 保育・教育にかかる意見交換	1回	1回	学校教育課 人権推進室	町独自

### ③ 職員、教職員研修の充実に向けたとりくみ

男女共同参画の視点に立った行政運営・教育を実践できる人材を育成するため、職員、教職員、保育士などを対象にした研修を実施し、意識啓発に努めます。

また、男女共同参画の視点から、業務をチェックする担当職員を男女共同参画推進員として育成・設置し、庁内全体の男女共同参画への意識を高めます。

教職員や保育士の校務分担やPTA活動の中で性別的な役割分担意識の存在の有無について点検します。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
3	セクハラ・パワハラ等の職員、教職員の研修	実施	学校教育課 総務課	町独自

### ④ 男女共同参画を踏まえた家庭・地域における教育の推進

家庭や地域社会における男女共同参画の推進を図るため、各種講座や研修会（職員研修を含む）などの学習機会、広報紙、ホームページ、その他各種情報誌、啓発紙など、あらゆる機会や手段を活用して、家庭や地域での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自



## 基本課題2 政策、方針決定の場への女性の参画推進



### ① 審議会などへの女性の登用のとりくみ

審議会などの委員に占める女性の割合の引き上げを常に意識しながら、今後も積極的に審議会の女性登用を図ります。

審議会や委員会委員の選出方法にも視野を広げ、女性委員比率の上昇をめざします。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
4	審議会などの女性割合	41%	実績 以上	関係課	町独自
			40% 以上	関係課	国・県

女性委員が登用されていない農業委員・町防災会議・教育委員会の0を目指す（国目標）。

### ② 女性職員の幹部職員への登用と育成

女性職員について、研修などへの参加を促進すると同時に、昇任や管理職への登用を進めながら職域の拡大を図り、女性の視点が生かせる職場づくりをめざします。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
5	女性職員の管理職への登用	21%	22%	総務課	国・県
6	女性職員の教頭以上へ向けた育成	40%	実績 以上	学校教育課	町独自
			25%	学校教育課	国・県

### ③ 女性の参画拡大の事業主への周知・啓発

就労を希望する女性が、自らの状況に応じた働き方を選択でき、社会において能力を十分に発揮することができるよう、事業所に対し、ジティブアクションの内容、取組事例などについて情報提供に努めます。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

## 基本目標Ⅱ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し



### 基本課題 1 地域活動及び家庭生活への男女共同参画の推進

#### ① 地域団体における連携と男女共同参画のとりくみ

しきたりや慣習にとらわれず、男女が地域活動に参画することができるよう、啓発活動に努めます。男女の枠を超えたまちづくりや地域活動の充実を図るため、地域における講座・イベント等を支援し、参加を促進します。

自治会やまちづくり協議会などの地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう講師派遣や情報提供、相談などの支援を行い、協働できる体制づくりを推進します。また、住民がとりくむ男女共同参画の啓発の実現をめざします。

研修などを通じて男女共同参画の意識づくりを促進し、男女共同参画を進める男女共同参画推進員の養成と学習グループのネットワークづくりをめざします。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
7	自治会長に占める女性の割合	2%	10%	地域交流課	国・県

#### ② 地域防災・防犯における男女共同参画の推進

本町では災害時に周辺地域から孤立する集落が出る恐れがあります。そのため、地域防災や災害復興対策について、男女のニーズの違いを施策に反映し、安全で安心な地域生活を築くためのとりくみを強化します。また、防犯意識の高揚や女性が被害者となりやすいひったくりなどの予防のため、地域防犯活動の支援・充実を図ります。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
8	消防職員に占める女性の割合	4.7% 2人/43人	5%	消防本部	国
9	消防団員に占める女性の割合	1.8% 7人/392人	5%	消防本部	国

消防団員に占める女性の割合（国目標「10%を目標としつつ当面5%」）。

### ③ 男女共同参画による環境問題・まちづくりや観光施策のとりくみ

本町の里山や自然がもたらす恵みを守るため、男女がともに自然環境の保全やごみの減量、地球温暖化などの環境問題について認識を深め、教育や学習の機会の拡大を図ります。また、地域における環境保全に向けたクリーンアップ作戦や猪名川クリーン作戦などのとりくみへの男女の参加を促進します。

また、男女がともに地域の文化や産業に親しみながらまちづくりに参画し、地域の活性化を推進します。また、主体的に活動できるリーダーや女性参加者の育成に取り組みます。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
10	環境住民会議への参画	44.4%	実績 以上	農業環境課	町独自

### ④ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な生き方の啓発

男女がともに家族の一員としての責任をもち、家事、育児、介護等を担うことができるよう、仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境を整備します。

通常保育・一時保育・延長保育などの多様な保育サービスや留守家庭児童育成室の充実に努め、子育て支援センターでの事業の周知に努め、地域で子育てを応援するネットワークづくりを推進します。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

## 基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進



### ① 雇用における男女の均等な機会・待遇、仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発及び多様な就業機会の拡大

職場において採用、昇進、配置、教育訓練などで男女平等を推進するため、企業などへの啓発を行います。また、仕事と家庭、地域の活動などがバランスよくできるよう、住民団体と協働しながら、企業訪問、意見交換を実施し、労働時間の短縮やフレックスタイム制、在宅勤務などの導入に向けた啓発を進めます。

子育て・介護などのライフステージにおける多様でかつ柔軟な働き方が可能となるように、関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、講座などの開催について検討します。女性が農業や商工業等自営業の担い手として能力を発揮できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

### ② 育児休業、介護休業及び男性の産休・育休の普及促進（男性の育児、介護への参加も含む）

男女の労働者が仕事と家庭を両立するための一つのとりくみとして、育児休業・介護休業などが取得しやすい環境づくりを推進します。

また、事業所等に働きかけを行い、男性が産休・育休を取得しやすい環境づくりについても促進していきます。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
11	待機児童数	0人	0人	こども課	県
12	男性の育休取得率	0%	30%	総務課	国・県

※男性の産休取得率は、令和2年度実績で67%

### ③ ひとり親家庭及び貧困等生活上の困難に直面する人への支援の促進

町では母子家庭自立支援給付金事業、児童扶養手当の周知・活用を呼びかけ、児童の福祉の増進を図ります。

また、社会福祉協議会では、ひとり親家庭などへの生活福祉資金貸付及び離職者支援資金貸付の助成により、ひとり親家庭などの負担の軽減を図ります。

窓口等で生活困窮等などに関する内容の相談があった場合、県や町の相談窓口の紹介や関係各所との連携により、適切に対応をします。

また、必要に応じて子育て中の女性の再就職を支援します。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
13	ひとり親に対する支援策	実施	こども課	町独自
14	子どもの貧困対策計画に基づく支援	実施	こども課	町独自

## 基本目標Ⅲ 女性が安心して生活できる環境の整備

### 基本課題 1 生涯を通じた身体の健康に対する支援



#### ① 生涯を通じた男女の健康づくり支援

男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査やがん検診などの受診を促進し、性差に応じた相談、支援に努めます。また、健康づくりのため、運動教室・栄養教室・健康相談・こころの相談などを定期的実施します。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
15	乳がん検診の受診率	22%	50%	健康づくり室	国・県
16	子宮がん検診の受診率	14%	50%	健康づくり室	国・県
17	健康相談などの開催	89回	200回	健康づくり室	町独自
18	食育の推進などの啓発	10回	30回	健康づくり室	町独自

#### ② 妊娠と出産に関する保護と母子保健対策の充実

妊娠・出産に関する健康相談、保健指導、栄養指導、歯科保健指導や子育て支援ホームヘルパー制度など、母子支援に関するサービスを充実させます。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
19	妊婦健診費用助成 (償還・助成券)	99.1% 107/人108人	現状維持	健康づくり室	町独自
20	子育てヘルパーの利用	6人	10人	こども課	町独自

### ③ 学校における性に関する教育の推進

命の大切さや親になることの意義について思春期の子どもに対して、心と体の発達に関する学習機会の創出に努めます。

新型コロナウイルス感染症や、HIV／エイズ、性感染症などの感染症に対する正しい知識をもち、感染を予防することができるよう、広報誌などによる啓発や相談の充実を図ります。

また、薬物乱用防止や性差にもとづいた医療（性差医療）に関する理解が深まるよう、医療機関などとの連携のもと、ポスターの掲示や広報誌などによる啓発、情報提供を行います。

#### 【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
21	学校における性に関する学習	3時間程度/ 各学年	3時間程度/ 各学年	学校教育課	町独自
22	学校における性感染症や薬物の 学習（中学校）	2時間程度/ 各学年	2時間程度/ 各学年	学校教育課	町独自

## 基本課題2 ドメスティック・バイオレンス（DV）及び セクシュアル・ハラスメント対策の推進



### ① 人権尊重の観点からDVを含むあらゆる暴力の根絶に向けて及びセクシュアル・ハラスメントなど防止への啓発

暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の予防と根絶に向け「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの周知を図ります。

また、DVの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、相談窓口の充実や児童虐待の相談窓口をはじめとする、庁内の各相談窓口や学校教育機関などと連携を密にし、相談体制づくりに努めます。

DV被害者の状況を十分把握した上で、安全性の確保と情報管理を行い、自立支援のための住宅の確保や就労に関する支援を実施します。

DV被害者の支援にあたっては県の機関や他自治体との連携を図るなど、被害者が安全に自立に向けた生活が送れるような支援ネットワークの構築に努めます。

DV被害者の視点に立った個人情報の保護が必要であり、相談員などに対して、個人情報の保護及びプライバシーへの配慮並びに不適切な対応によるさらなる被害（二次的被害）防止など、DV被害者の側に立った支援が行えるよう、研修会などの場を積極的に活用して理解を促進します。学校や地域、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、さらにはパワー・ハラスメントの防止に向け、広報誌などを活用した意識啓発や研修を実施します。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

### ② 子どもへの暴力防止に向けた支援

児童虐待の防止などに関する法律の周知を図ります。

児童虐待に関して適切な対応を促進するよう関係機関に周知を図ります。必要に応じて関係機関と連携し児童虐待に関する相談や子どもの安全確認、支援を行います。また、庁内連携を図り、児童虐待防止ネットワークの強化を推進します。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
23	家庭児童相談員による相談	実施	こども課	町独自
24	要保護児童対策地域協議会の開催	実施	こども課	町独自



### ③ デートDV防止の広報・啓発

若年層を対象にデートDVやストーカーに関する正しい知識を提供し、加害・被害防止を行います。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
25	デートDV防止の中学生への周知	実施	学校教育課	町独自

### ④ セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談体制の充実

セクシュアル・ハラスメントの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、カウンセリングの充実などの相談体制づくりに努めます。

#### 【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
26	定期的な相談窓口の開設	実施	総務課	町独自
27	職員などのハラスメント防止、啓発研修	実施	総務課	町独自